

住生活基本計画の見直しについて

1. 住生活基本計画（全国計画）

○住生活基本計画（全国計画）の策定（平成18年9月閣議決定）

（同計画における目標）

1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承
2. 良好な居住環境の形成
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

○住生活基本計画（全国計画）の一部変更（平成21年3月閣議決定）

○住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月閣議決定）

（同計画における目標）

1. 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
2. 住宅の適正な管理及び再生
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

○住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月閣議決定）

（同計画における目標）

「居住者」、「住宅ストック」、「産業・地域」の3つの視点から8つの目標を設定

I 居住者からの視点

1. 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
2. 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
3. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

II 住宅ストックからの視点

4. 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
5. 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅への更新
6. 急増する空き家の活用・除却の推進

III 産業・地域からの視点

7. 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
8. 住宅地の魅力の維持・向上

○住生活基本計画（全国計画）の全部変更（令和3年3月閣議決定）

（同計画における目標）

「社会環境の変化」、「居住者・コミュニティ」、「住宅ストック・産業」の3つの視点から8つの目標を設定

I 「社会環境の変化」からの視点

1. 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
2. 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

II 「居住者・コミュニティ」からの視点

3. 子どもを産み育てやすい住まいの実現
4. 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
5. 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

III 「住宅ストック・産業」からの視点

6. 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
7. 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
8. 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

2. 住生活基本計画（県計画）

○岡山県住生活基本計画の策定（平成19年3月策定）

（同計画における目標）

1. 高齢者等誰もが安全・安心な住生活の確保
2. 子育て等の人づくりに向けた環境整備
3. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継
4. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
5. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

○岡山県住生活基本計画の全部変更（平成24年3月策定）

（同計画における目標）

1. 安全・安心な住生活の確保
2. 豊かで快適な住生活の確保
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定
5. 高齢者の居住の安定確保【高齢者居住安定確保計画】

○岡山県住生活基本計画の全部変更（平成29年3月策定）

（同計画における目標）

全国計画での「居住者」、「住宅ストック」、「産業・地域」の3つの視点を踏まえ8つの目標を設定

1. 若年世帯・子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保
2. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定
3. 住宅の品質・性能の向上や見える化による新たな住宅循環システムの構築
4. 建替えやリフォーム等による良質な住宅ストックの形成
5. 空き家等の有効活用と解体・撤去の推進
6. 居住ニーズに応える住宅市場の環境整備
7. うるおいある居住環境づくりによる住宅地の魅力の維持・向上
8. 高齢者の居住の安定確保【高齢者居住安定確保計画】

（参考）住生活基本計画の見直しに係る関係条文等

○住生活基本法（平成18年法律第61号）（抄）

第十五条（全国計画）

- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ（略）、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かななければならない。
- 5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。
- 6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

第十七条（都道府県計画）

- 3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。（略）
- 4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 6 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 8 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）（抄）

住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を、令和3年度から令和12年度までを計画期間として、次のとおり定める。（略）

第4 施策の総合的かつ計画的な推進

（5）政策評価の実施計画及び計画の見直し

- ②政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年後に計画を見直し、所要の変更を行う。

○岡山県住生活基本計画（平成29年3月策定）（抄）

第1章 住生活基本計画について

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や多様化する県民のニーズへの対応等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行います。

なお、岡山県高齢者居住安定確保計画に係るものにあつては、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るため、同計画の見直しに合わせて見直しを行います。